

令和元年度 第2回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：令和2年2月12日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

開催場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議 事 録

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課

「令和元年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会：これより、令和元年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。

はじめに、農政部理事兼次長 三浦年男より御挨拶を申し上げます。

三浦理事兼次長：只今紹介をいただきました農政部の三浦でございます。本日はお忙しいところ本検討委員会に御出席いただきまして、委員の皆様方には厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本年度4月に部の組織再編がございまして、農山漁村なりわい課が創設されました。これにつきましては、これまでの一次産業の産業政策も当然推進してまいりますが、地域政策の推進をより強力に進めていかなければならないという観点で設置したものでございます。

農山漁村地域を取り巻く現状につきましては、皆様御承知のとおり、人口減少・高齢化など様々な課題が山積してございます。本日の検討会の議事となります「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」「みやぎの地域資源保全活用支援事業」の3事業につきましては、農山漁村地域の諸課題に対応するべく、様々な対策を講じているところでございますが、本日はこの取組状況について報告させていただきながら、皆様から評価・御意見・御助言をいただくこととしてございます。

特に中山間地域等直接支払交付金につきましては、平成27年度から実施されてきた5箇年にわたる第4期対策の終期を迎え、事業に取り組んだ市町からの最終報告、それから第5期対策の制度変更などもございます。それらを踏まえ、さらに実効的な制度運用をしていきたいと考えてございます。県といたしましては、この地域政策が喫緊でありさらに重要な政策課題であるという認識のもと、着実な事業推進を図ってまいりたいと考えてございます。委員の皆様方には是非ともこの場で忌憚のない御意見・御助言を賜れば幸いですと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

司会：ありがとうございました。三浦におきましては宮城県議会2月定例議会定例会開催中のため、ここで退席いたしますので御了承願ひます。

それではここで本日御出席いただいている委員及び専門委員の皆様を御紹介いたします。公立大学法人宮城大学名誉教授 大泉一貫委員長でございます。

大泉委員長：大泉でございます。よろしくお願ひいたします。

司会：公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 寺田守彦副委員長でございます。

寺田副委員長：寺田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会：株式会社はなやか代表取締役 伊藤恵子委員でございます。

伊藤委員：伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社河北新報社論説副委員長 高橋均委員でございます。

高橋委員：高橋です。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社東北地域環境研究室専務取締役 島谷留美子委員でございます。

島谷委員：島谷でございます。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業統括 嶋谷元委員でございます。

嶋谷委員：嶋谷です。よろしくお願いいたします。

司会：なお、みやぎ生活協同組合理事 石川雅子委員におかれましては、所用により欠席で
ございます。

次に専門委員の皆様を御紹介いたします。

加美よつば農業協同組合理事 加藤孝志専門委員でございます。

加藤専門委員：加藤でございます。よろしくお願いいたします。

司会：宮城県土地改良事業団体連合会専務理事 菅原喜久男専門委員でございます。

菅原専門委員：菅原でございます。よろしくお願いいたします。

司会：地域社会デザイン・ラボ代表 遠藤智栄専門委員でございます。

遠藤専門委員：遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

司会：ふるさと水と土指導員 文屋文夫専門委員でございます。

文屋専門委員：文屋です。よろしくお願いいたします。

司会：続きまして、本県職員を御紹介申し上げます。

農政部技術参事兼農山漁村なりわい課長の伊藤でございます。

伊藤技術参事兼課長：よろしくお願ひいたします。

司会：続きまして担当職員を御紹介いたします。
交流推進班の佐々木でございます。

佐々木技術補佐：佐々木です。よろしくお願ひいたします。

司会：同じく塩澤でございます。

塩澤主任主査：塩澤です。よろしくお願ひいたします。

司会：同じく今野でございます。

今野技術主査：今野です。よろしくお願ひいたします。

司会：交流推進班は、「多面的機能支払交付金」と「みやぎの地域資源保全活用支援事業」、いわゆる「ふるさと水と土基金」を担当しております。
続きまして中山間振興班の吉田でございます。

吉田技術補佐：吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

司会：森でございます。

森主任主査：森です。よろしくお願ひいたします。

司会：中山間振興班は、「中山間地域等直接支払交付金」を担当しております。
続きまして農山漁村調整班の五十嵐でございます。

五十嵐課長補佐：五十嵐です。よろしくお願ひいたします。

司会：吉田でございます。

吉田主査：吉田です。よろしくお願ひいたします。

司会：農山漁村調整班は、当課の全般的な調整業務と、今回の委員会を調整しております。
最後に私、小野寺でございます。よろしくお願ひいたします。
その他、本日は各地方振興事務所及び地域事務所の担当者、宮城県多面的機能支払推進協議会の事務局がオブザーバーとして同席させていただいておりますが、紹介につきましては

ては出席者名簿に代えさせていただきます。

続きまして、机上配布資料の確認を行います。なお、受付時に座席表は配布してございます。

まず「次第」、「出席者名簿」、「資料1 多面的機能支払交付金について」、「資料2 中山間地域等直接支払交付金について」、「資料3 みやぎの地域資源保全活用支援事業について」、「資料4 棚田地域振興法について」、「資料5 令和のむらづくり推進事業の概要」、「条例」、「運営要領」、「多面的機能支払交付金のあらまし」、「中山間地域等直接支払制度」、「H31 みやぎの地域資源保全活用支援事業の概要」、以上となります。

不足などございますか。もし途中で気付いた場合は申し付けください。

それでは、委員会の進行を進めます。

本委員会は、本検討委員会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することになっておりますので、本委員会は成立していることを御報告いたします。

また、本委員会は、県の「情報公開条例」に基づき公開としており、本日の議事録については、後日公表となりますので御承知願います。

議事録作成のため、本日の会議はICレコーダーにより録音させていただきますので、恐れ入りますが、発言の際はマイクを御使用願います。

それではここで、大泉委員長に御挨拶をいただきたいと思っております。大泉委員長、お願いいたします。

大泉委員長：委員長の大泉でございます。

皆様にはお忙しいところ、令和元年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会に御出席賜りまして大変ありがとうございます。

この委員会は、宮城県の農村振興を図るために、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、みやぎの地域資源保全活用支援事業、この3施策について検討・審議することとしております。本日は今年度最終の検討委員会ということでもありますので、各施策の取組実績や次年度の計画などを踏まえながら、各事業の課題などについて議論を深められればと思っております。

これらの事業につきましては、先ほど三浦理事からもお話がありましたように、農水省の政策が産業政策に偏っているのではないかとという巷の御批判もある中で、決してそうではなく、公共事業をはじめ、農水省の地域政策がしっかり打ち出された上で、中山間地政策やあるいは多面的機能の維持といった地域施策、これらを強化していくということでございます。宮城県もそうした立場から組織改編を経て、農村地域振興に必死になって取り組もうということでございます。

なお、中山間地域等直接支払交付金につきましては、平成27年度から実施されてきました第4期対策が終わりを迎えているということでございます。最終評価や次期対策の制度変更を踏まえながら、効果的な事業運営につながる検証なども進めていければと考えております。

本日御出席いただいております委員の皆様から、忌憚のない御意見・御助言をいただく

ことによりまして、本日の検討委員会が宮城県の農村振興の益々の発展に寄与するものとなりますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、挨拶の言葉に代えさせていただきますと思います。本日はひとつよろしく願いいたします。

司会：ありがとうございました。

本検討委員会の議事につきましては、運営要領第2項の規定により、「多面的機能支払交付金」については実施状況の点検等に関する事、「中山間地域等直接支払制度」については計画的かつ効果的な運営に関する事、「みやぎの地域資源保全活用支援事業」については当該事業の推進に関する事と定められております。

本日は本規定に基づき、3事業の今年度実績見込みや次年度計画、課題などについて報告させていただきますので、御意見・御助言などをいただければと思います。

それでは、これより議事に入りますが、本検討委員会条例第5条により、委員長が議長となることとなっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。それでは大泉委員長、よろしく願いいたします。

大泉委員長：それではこれより議事に入ります。次第に従い、資料1から資料3までの事業概要について、事務局から御説明をお願いします。

今野技術主査：それでは資料1をお開きください。座って説明させていただきます。

資料1、多面的機能支払交付金についてです。1ページ目をお開きください。平成30年度の実績についてでございます。

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するものでございます。平成30年度の実績につきましては、こちらに記載のとおりでございますので、後程御確認いただければと思います。

続きまして2ページ目をお開きください。令和元年度の実績見込みになります。

まず(1)の認定面積等についてです。令和元年度の見込みとしましては991組織、73,839ヘクタールで取組を実施しております。平成30年度に対しまして、組織数で22組織、面積で428ヘクタールの減となっております。主な減少の要因としては、平成30年度末で5年間の活動終期を迎えた活動組織が578組織、だいたい全体の6割程ですけれども、そのうちの29組織が高齢化などに伴う役員や構成員の減少などを理由として継続断念したことによるものでございます。

活動の内訳につきましては記載のとおりでございますが、真ん中の資源向上支払(共同)につきまして、資料に誤りがございまして、令和元年度の見込みを635組織と記載しておりますが、正しくは623組織となります。増減の方もマイナス2からマイナス14になります。対前年度比が98%となります。大変申し訳ございませんが御訂正お願いいたします。

続いて(2)の交付額になりますが、令和元年度につきましては県全体で27億3,100万円ほどになります。

続いて(3)の活動実績についてです。①農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組について説明します。1つ目として農村の地域資源の保全管理面積の拡大に向けた取組です。1つは広域化の推進に向けた研修会や活動支援研修会を通じて、保全管理体制の強化と保全管理面積の拡大を支援しております。もう1つは平成30年度末で活動を断念した組織のうち5組織を選定しまして、活動を断念せざるを得ない組織の状況の整理や解決方法等について検討しております。

続いて2つ目として、市町村の円滑な事務処理体制の支援ですが、市町村担当者会議を年3回ほど開催しております。3ページに移っていただきまして、新規市町村担当者説明会ということで、新しく担当になった方への事業制度の説明会を実施しております。また、活動組織を対象とした中間確認の実施ということで、こちらは会計経理関係の指導を実施しております。

3つ目の活動組織の円滑な運営の支援ということですが、支援研修会を県内8会場で開催しております。開催場所などにつきましては、下の表のとおりになっております。

東北農政局が実施する長寿命化活動の現地検査や抽出検査などに同席いたしまして、指導なども実施しております。

3ページ下②多面的機能への県民理解の向上ということで、活動の手引きの作成、それから広報誌「ぐるみ」を年3回発行するなど行っております。また七夕祭りでのパネル展示、PR用のパンフレットの配布なども行っております。

続きまして4ページをお開きください。③事業評価と推進課題の検討につきましては、本施策検討委員会の開催がございます。また、全活動組織への事業実施の効果や今後の取組の方向性を確認するアンケート調査なども実施しております。今年度につきましては現在集計中となっております。

続きまして5ページをお開きください。令和元年度の多面的機能支払交付金の市町村別の区分けになってございますので、こちらも後程御確認いただければと思います。

続きまして6ページをお開きください。令和2年度の計画についてでございます。令和2年度につきましては、1,000組織74,379ヘクタールを見込んでおります。

活動計画につきましては、Ⅰ農村の地域資源の保全管理面積の拡大に向けた取組として、沿岸被災区域の農地復興事業の維持管理体制の構築に向けた支援、それから活動組織の広域化を契機とした未実施集落の取組支援などを予定しております。

Ⅱ市町村の円滑な事務処理体制の支援、Ⅲ活動組織の円滑な運営の支援につきましては、令和元年度と同様の取組を予定しております。なお活動組織の円滑な運営の支援では、iv)活動組織の広域化、合併による体制強化及び組織継続の支援について力を入れて進めたいと考えております。

6ページ下②多面的機能への県民理解の向上につきまして、こちらも令和元年度同様に取組を検討しております。

7ページ、③事業の評価と推進課題の検討につきましても、今年度同様に取組をしていきたいと考えております。

続きまして8ページをお開きください。図1が事業の推移でございます。多面的機能支

払交付金の前身事業となる平成 19 年度からの組織数・面積・カバー率などを記載した図でございます。平成 26 年度から多面的機能支払交付金に制度移行しまして、25 年度から 26 年度にかけて組織数と面積などが増えております。また平成 27 年度からは本事業が法制化されまして、制度的にも安定的な制度となったこともあり、面積などがまた増えております。その後はだいたい約 1,000 組織弱で推移しているところでございます。

図 2 につきましては、本交付金の各支払別の対象面積・組織数の推移を示しております。こちらにつきましても、R 元年度の見込みについて、折れ線グラフの 635 組織が正しくは 623 組織になりますので、訂正をお願いいたします。

続きまして 9 ページに移っていただきまして、令和 2 年度の国の概算決定の資料となりますので、後程御確認いただければと思います。基本的には予算は前年度と同額の見込みとなっております。

続きまして 10 ページをお開きください。4 番目の広域化の推進状況についてでございます。活動組織の広域化につきましては、基本的には規模が 200 ヘクタール以上でございます。区域設定の状況については図 1 のようなものがございます。また広域化を推進する理由につきましては、平成 27 年度から交付ルートが市町村となりまして、市町村職員の事務負担が増加しているため、その事務の効率化を図ること、また活動組織の事務負担の軽減を図るということでございます。

(3) 広域活動組織の現状でございますが、①広域活動組織数と面積の推移を平成 26 年度から記載しております。棒グラフが面積でございまして、折れ線グラフが組織数でございます。広域活動組織につきましては、平成 26 年度の 36 組織から 46 組織に増加しております。活動全体の活動組織のうちの 5% を占めておりまして、取組面積では 26% を占めるという状況になっております。

11 ページをお開きください。②事務受託等の状況についてですが、土地改良区が事務を担っている組織は 53 組織でございます。こちら全体の 5.4% を占めております。事務を受託している土地改良区は 12 土地改良区でございます。詳細につきましては下の表に記載しておりますので御確認いただければと思います。

最後に (4) 広域化の推進でございます。①の広域化推進研修会につきまして、令和 2 年 1 月 16 日に開催しておりまして、②広域化推進に向けた個別説明なども実施しております。③広域化の事例調査は今年度も予定しております。これらの取組により広域化を推進していくところでございます。

以上、多面的機能支払交付金の説明を終わりたいと思います。

森主任主査：続きまして中山間地域等直接支払交付金について、資料 2 を元に御説明させていただきます。座ったまま説明させていただきます。

それでは資料 1 ページ目を御確認ください。中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続し、農用地の有する多面的機能を維持・発揮するための制度となっております。こちらの令和元年の実績見込につきましては、実施市町村数 13、協定数 235、取組面積 2,317 ヘクタール、交付額につきましては約 3 億

4,500万円となっております。交付額が前年度と比べ増加した主な要因としましては、丸森町及び栗原市の協定において取り組みました地域営農体制緊急支援試行加算によるものとなっております。なお、実施しております市町村ごとの交付面積・交付額・協定数につきましては、2ページに一覧を取りまとめておりますので、後程御確認をお願いします。

続きまして活動実績ですが、①担当国会議、支援研修会等の実施としまして、市町村及び県地方振興事務所の担当者を対象としました担当国会議を6月及び9月に開催しております。また、協定活動参加者を対象としました協定活動支援研修会を今年度は県内3箇所で開催しております。担当国会議協定活動支援研修会の参加者数などにつきましては資料に記載しておりますので、後程御確認お願いいたします。

続きまして指導及び支援体制の強化として、抽出検査の方に現在取り組んでいるところでございます。

また、今年度は第4期対策の最終年度となっていることから、最終評価を実施しております。こちらの最終評価につきましては、後程改めて御説明をしたいと思います。

3ページに移ってください。令和2年度の計画ということで、中山間地域等直接支払制度の第5期対策について御説明させていただきます。

第5期対策につきましては、令和2年度から令和6年度までの5箇年を期間として実施することとなっております。

(2)制度対象地域、農用地及び対象者、交付単価ですが、制度の対象地域につきましては、棚田地域振興法の指定棚田地域が追加されることとなりました。なお、対象農用地・対象者・交付単価につきましては、第4期から変更はございません。

第4期対策からの主な変更点について(3)に取りまとめております。まず①としまして、体制整備単価の要件の見直しがございました。こちらにつきましては、集落の話し合いにより、集落農用地と集落の将来像を明確化することを目的とし、第5期対策期間以降も農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備加算(10割単価)の要件が「集落戦略の作成」に一本化されたところとなっております。

②対象地域の追加については、棚田地域振興法の指定棚田地域が対象地域に追加されております。

③としまして、加算措置の再編がございました。棚田地域振興活動加算が新設されまして、超急傾斜農地保全管理加算、こちらは第4期からの継続となっております。集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算など5つの加算措置に再編されたところとなっております。加算措置の内容につきましては、資料を後程御確認ください。

④としまして、交付金の返還措置の見直しが行われることとなりました。遡及返還の対象農用地が協定農用地全体から当該農用地に変更となったところでございます。なお、病気や高齢、自然災害などのやむを得ない場合につきましては、これまでどおり返還が免除されることとなっております。

続きまして4ページをお願いいたします。令和2年度の当初計画につきましては、取組面積等につきましては市町村等に対し実施した要望量調査等を基に算出したものとなっております。

(2) 令和2年度事業計画につきまして、担当者会議、支援研修会の開催を令和元年度に引き続き行う予定としております。指導及び支援体制の強化として、また引き続き抽出検査を行う予定としております。

事業の評価と推進の課題・検討としまして、当委員会の開催、実施状況の公表としましては、ホームページなどを通じて公表する予定となっております。

5ページをお願いいたします。第4期対策の最終評価につきまして、令和元年度は第4期対策の最終年度となっていることから、本制度に取り組んでおります13市町を対象に最終評価を実施いたしました。事業の評価について「おおいに評価できる」が3、「おおむね評価できる」が9、「やや評価できる」が1と、全ての市町について評価できるという結果となっております。

第1期対策から第4期対策までの効果につきましては、「耕作放棄地の発生が予防された」「水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった」「寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力の向上・維持につながった」ことなどが各市町村から挙げられております。

今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等としましては、「人員・人材に関する課題」として、高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少、「営農に関する課題」としましては、野生鳥獣の被害、「農村協働力に関する課題」としては、農村協働力の低下・共同取組の衰退、「本制度に関する課題」としましては、事務負担の軽減が各市町村から多く挙げられているところとなっております。

本事業に取り組んでいる各市町村とも本制度が中山間地域の集落の活性化や農業生産活動、耕作放棄地の防止、水路・農道等の計画的な維持・管理に果たす役割につきましては高く評価していることから、本県の評価も「おおむね評価できる」としてBとしていただいております。なお、本制度に対する評価は高いものの、第1期対策から協定参加者が変わらない協定があることや、高齢化や過疎化の進行による協定参加者の減少や担い手の不足、野生鳥獣の被害、市町村担当者も含めた事務負担の軽減などが課題として挙げられているところがございます。

6ページにつきましては、国の令和2年度予算概算決定の資料となっておりますので、後程御確認をお願いいたします。以上となります。

塩澤主任主査：みやぎの地域資源保全活用支援事業について、資料3を元に説明させていただきます。座って説明させていただきます。

1ページを開いていただいて、平成30年度実績ということですが、その支援の概要として、昨年度まで中山間地域等農村活性化事業という事業名でしたが、基金の条例を改正して取崩しを可能にし、事業内容を拡充しました。そのことによって名称を変更しまして「みやぎの地域資源保全活用支援事業」という形にしております。こちら1ページにつきましては平成30年度の実績ということになりますので、後程御確認いただければと思います。

2ページに移っていただきたいと思います。令和元年度（平成31年度）の実績見込みです。（1）基金運用の見込みについては、予算額を1,500万円としております。基金の内訳

ですが、昨年までは運用益のみで事業を運営してきましたが、基金の取崩しが可能になったということで、1,500万円の事業規模に対して、不足分として916万4,000円を元金から取り崩すこととし、予算としております。

(2) 主な取組として、1) ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助ということで、土地改良施設などの保全管理に係る経費及びそれらの活動を活性化させるための活動の経費として県内11の保全隊の保全活動に対し補助金を交付しております。保全隊の一覧については、別紙1を後程御覧ください。

2) みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催ということで、県内の農業や農村の魅力を広く紹介することを目的にフォトコンテストを開催しており、宮城県中山間地域活性化推進協議会及び宮城県土地改良事業団体連合会との共催で先週2月7日に審査が行われました。

3) ふるさと水と土指導員・保全隊県内研修会の開催ということで、「ふるさと水と土指導員」及び「ふるさと水と土保全隊」などを対象とした、交流を兼ねた研修会を開催しております。令和2年3月中旬となっておりますが、3月13日に県庁会議室で開催する予定となっております。

4) 地域資源保全活用支援事業の実施ということで、こちらは条例改正により事業を拡充した部分の一つとなります。農耕儀礼や民俗芸能、郷土食などの継承などによる地域住民活動の活性化を図る活動などを支援する事業を新設しました。令和元年度につきましては、大崎市鳴子温泉の鬼首地区に伝わる鬼首神楽の継承支援を実施しております。

5) 事務所提案事業の実施も新設ということで、地域資源の保全活用について、各地域の特徴ある保全・活用を図るため、各地方振興事務所から事業の提案をいただき、事業を実施しております。令和元年度につきましては、仙台、北部、北部栗原、気仙沼地方振興事務所より提案があり、4事業を実施しております。こちらにつきましては別紙2に事業の概要がありますので、後程御覧ください。

6) その他の基金取崩予定額として、916万4,000円となっております。

続きまして3ページに移っていただきたいと思います。令和2年度の計画ということで、こちら(1)基金運用(計画)の令和元年度計画となっておりますが、正しくは令和2年度の計画となります。大変失礼しました。令和2年度の予算については1,600万円を計画しております。基金の運用益につきましては、これまで運用していた債券が今年度末から満期を迎えるものが出てきて、運用益が減少していきます。そのことによって基金の取崩し額が令和元年度実績916万4,000円から令和2年度計画では1,142万7,000円の増額を見込んでおります。

事業の主な取組(計画)内容につきましては、基本的に令和元年度と同様に計画しております。みやぎの地域資源保全活用支援事業については以上になります。

大泉委員長：ありがとうございました。3つの事業に関して御報告をいただきました。これに関しまして委員の皆様方から御意見をいただき、次年度以降の推進に努めたいと思います。幅広い内容ですので、疑問などがあれば御質問をお受けして、御意見ももちろん結構

でございますし、どなたからでも結構でございます。いかがでございますでしょうか。

遠藤専門員：資料1の2ページの(3)活動実績の①、黒点の2つ目で、平成30年度末で活動を断念した5組織を選定して、断念せざるを得ない組織の状況の整理や解決方法の検討をなさっているという御報告をいただいたのですが、アンケートで色んな課題が浮き彫りになっているかと思いますが、どんな整理や解決方法などを検討されていて、特筆すべき点があったか是非教えていただきたいと思います。

佐々木技術補佐：平成30年度末で活動を断念した組織は全体で29組織でございます。特に多かったのは栗原市、気仙沼市ですが、今回市町村に協力をいただきまして、そのうち5組織を抽出しまして、実際に断念せざるを得なくなった理由をお聞きしております。何故その詳細を聞くに至ったかといいますと、これまでは主な理由として、参加する人が少なくなった、事務が複雑で会計のなり手がいない、役員のなり手がいないというような回答しか挙がって来なかった状況がございます。それらの根底にある課題が何なのか疑問に思いまして、今回5組織に直接入っていきまして、関係者や構成員の方々に集まっていただき、ざくばらんにお話を聞かせていただいているという状況です。まだまとまっていないため今回はお出しできませんでしたが、特筆するところといいますと、役員は色々頑張っただけで5年、10年と続けてきているわけですが、なかなか組織の集落の人達に理解してもらえない状況があるようです。多面的機能支払交付金の制度が始まった当時は皆さん知っていたのかもしれませんが、段々世代が代わることによって、制度そのものに対する疑問が出てきているということです。あとは集落内でのコミュニケーションがなかなか取れていない集落ほど、こうした活動が継続できないという状況のようです。多面的機能支払交付金制度の中で、集落コミュニティまで改善していくというのは難しいところかもしれないのですが、そうした課題が出てきております。以上です。

大泉委員長：ありがとうございます。コミュニケーションが取れていないというのは、高齢化の話と関係するのでしょうか。

佐々木技術補佐：多面的機能支払交付金、農地維持支払につきましては、農業者だけでも活動できる制度になっておりまして、段々農業をリタイアする人や農地を手離して貸手にまわるといことで、集落には土地持ち非農家の方々がかなり増えてきているという状況があります。そういう方々が農作業や農地の維持作業に参加しなくなってきており、関心も段々薄れてきたといことで、コミュニティの形成に影響しているように思います。

遠藤専門委員：土地持ち非農家が増えてきたとか、地域内のコミュニケーションが取れていないというのは、地域政策や自治の部分でもとても課題になっているところで、地域の理解が得られないと中核の方々のやる気や継続力が減り、辞めたくなってくるという負のスパイラルに陥ってしまいます。ある程度中核の方が居て、プロジェクトが成り立っていく

ようであれば、まずは全員でなくとも、担える方が担うというようなケースなど、幅広い参画の仕方を工夫していくことが、農業のみならずコミュニティとして重要になってきます。色々な分野に波及している問題の一つが確認出来たということは、今後の方策を立てるヒントがその調査によって少し見えてこられたと感じます。

大泉委員長：ありがとうございます。この問題は中山間地も一緒ですね。それでなりわい課が地域政策に本腰を入れるということは、このコミュニケーションの希薄化や農家の担い手不足に本気になって対策を考えていかなければならないという悩ましい問題に入ってくる。そうした課題が浮き彫りになってきていると分かるということですね。

寺田副委員長：中山間地域等直接支払交付金で2点ほどお伺いします。資料の1ページ、1の(2)の交付額の一番下「主な増加理由」ということで、丸森と栗原とあるのですが、特に栗原で「スマート農業推進型」として加算措置を受けておりますが、スマート農業と聞くと、一般的に平場での無人の田植え機や無人のコンバインなどのイメージがありまして、中山間部ではどんな所でスマート農業をやられているのか教えていただきたいです。

2点目、3ページ目ですけれども、④の交付金返還措置の見直しですが、これまで対象農用地に耕作放棄が出た場合に、遡って対象農用地全部が返還対象とされていたところ、来年度からは協定農用地の中での当該農用地で仮に耕作放棄があった場合、その農地だけ返還対象にするということのようですけれども、当県の場合、今まで返還した事例はあるのでしょうか。

吉田技術補佐：1点目でございます。栗原のスマート農業ということでございますが、こちらについては4期の最終年度でございましたけれども、5期に向けて試行加算という形でスマート農業推進型をやっているところでございます。こちらは一迫の協定の中で、農薬散布のための足掛かりをつけるということで、ドローンの購入の一部にしております。

2点目、返還についてですが、これまでは一人が何の理由もなく辞めてしまうと、協定全体の対象農用地が返還対象となるものでしたが、今後は病気や高齢化・自然災害等を除き、耕作を辞めた場合、対象農用地全体ではなく該当する農用地分を返還対象にするということでございます。

本県の返還事例につきましては、農用地の取り違え、畑を田と錯誤してしまったことにより返還したことはございますが、耕作放棄によって農用地全体を返還対象としたような事例はございません。

小野寺技術副参事：返還事例につきましては、今申し上げた錯誤や、公共買収に係るもの以外はございません。

スマート農業に関しましては、中山間地域なのでのり面が急という条件もありまして、申し上げたドローンや自動草刈り機などが想定されると考えております。

寺田副委員長：返還の考え方ですが、これまで交付金を貰い、耕作放棄を出さなかったわけですので、「もう来年からやりません」となった場合に、これまで耕作してきた努力に対しても返還を求めるのは如何かと思うのですが。

小野寺技術副参事：第4期、平成27年から今まで取り組んできたものに関しては、きちんと耕作なり管理なりされてきていることが分かっておりますので、そこに対する返還はございません。例えば10人土地を持っている人が居れば、10人がしっかり耕作・管理していただくことが前提ですけれど、誰かが「あと5年はやれない」となってしまいますと、全体が今まで上手く取り組んできたのに、来年から5年間継続してもらえないということに繋がりますので、その出来なくなった人の部分は返還させるというように制度が見直されたということです。

寺田副委員長：これから第5期対策になって、例えばその途中で1人が耕作できなくなった場合に、残りの9人で出来なくなった人の部分まで保全しますという場合は返還しなくて良いように思うのですが。

小野寺技術副参事：それはそのとおりです。

庄子委員（石巻専修大学准教授）：遅れてまいりましたので確認させてください。多面的機能支払交付金の10ページの広域化についてですが、これは広域協定をしているのが46協定ということでしょうか。

今野技術主査：広域協定ということで、協定を結んで広域活動組織として活動している団体が46組織あるということでございます。

庄子委員：それぞれの一つの協定にどのくらいの活動組織がいらっしゃるのですか。

今野技術主査：県内ですと、多くてだいたい10組織ぐらいが一つにまとまる形が多いと思います。

庄子委員：そうすると活動組織数の5%というのは、どうやって計算しているのですか。

今野技術主査：例えばR元年度ですと、活動組織が見込みで990組織あり、それに対して広域活動組織が46ございますので、その全体に対しての組織に占める活動組織の割合が5%程度だということで記載しております。

庄子委員：感覚的には全ての活動組織を分母にして、その中で広域協定を結んだ組織で割合

を出した方が良いのではないのでしょうか。例えば10組織あるのであれば、それが全て分母に入ってくると考えるのですが。

佐々木技術補佐：取組面積に対する割合も出しておまして、26%程度の面積ですので、組織数の割合もこの程度の数字になるかと思います。今いただきましたお話を参考に、これから改善させていただきます。

庄子委員：あともう一点、広域協定の中で、事務局が置かれていて、広域協定の組織が動いていく形かと思いますが、この事務局がスムーズに機能している所や、事務局の組織を作る時の難しさなどがもしあれば教えていただきたいと思います。

佐々木技術補佐：広域協定組織については、基本的に土地改良区が事務局を支援しているところが多いです。県内の場合は土地改良区が事務局を支援して、上手く全体を回しているというような形になっております。

あとは複数の組織が集まって、その代表者でやっている所の中にはありますけれども、そちらは稀で、隣の組織と一緒に活動すること自体を拒む組織も多くあるところですが、こちらとしても出来るだけ複数の組織で広域化を進め、事務の簡略化を図るよう呼びかけております。しかし、組織同士での話し合いはなかなか難しいものと感じています。

庄子委員：土地改良区のように音頭を取る存在があれば、広域化はもっと進んでいくのかもしれないということでしょうか。

佐々木技術補佐：そう考えております。広域化推進については土地改良区にかなり強力で呼び掛けております。

大泉委員長：これは本来であれば土地改良区が効率化して、その傘下に色々な活動組織があって、組織率100%になっていくのが一番良いのでしょうかね。

ちなみに宮城県の農振農用地の中の取組面積が62%ということですが、全国的にみて多いのでしょうか少ないのでしょうか。全国平均は何%くらいですか。

佐々木技術補佐：全国平均値は今すぐにお出しできませんが、全国平均よりは多い数字になっております。

大泉委員長：水田地帯が多いですからね。7万3,000ヘクタールの認定があるとする、宮城県では残り5万ぐらいの農振農用地が集落協定や多面的機能の組織に入っていないということになりまして、5万ヘクタールは結構大きいと思いますが、協定などに入っている場合と入っていない場合の違いはありますか。

佐々木技術補佐：始めに全国平均ですが、いま数字がお出しできませんが52%から53%程度であったかと思います。

交付金を活用して活動されている所と使っていない所の違いですけれども、正式に比べて調査したことはございませんが、交付金を活用しない所は、元々あった水利組合や農事組合をベースに、従来の形で作業されている所が多いようです。

大泉委員長：では交付金の組織に入っていないコミュニティの方が厳しく運営しているという面もあるのでしょうか。

佐々木技術補佐：交付金については、活動に出た分のお金はいただける形になりますので、そういう面では拘束や厳しさは少ないのかもしれないかもしれません。

大泉委員長：日本型直接支払というのは、これからの農地維持や保全のために必要だろうという意図を持って創設されたわけですが、先程お話の中にもありましたように「事務機能が大変」というような話も結構ありまして、中心になっている人達の貢献が周りの人達にあまり理解されなくなってきたという状況になっているわけです。むしろ組織に入っていない、全国では5割、宮城県では4割程度の人達は、集落活動で農地を維持するというよりも、何か規模拡大するような中核農家が居て、そういう人達が農地を維持しようとしているのかどうか、要するに構造政策と農地保全政策との整合性みたいなところが良く理解出来ないでいるものだから、質問したわけでございます。それで農地保全のためにやはりこれらの制度が必要だということであれば、広域化しながら土地改良区が中心となって農地保全していかなければならないと思います。もっと言うと、やはり土地改良区がその気になって、広域化の事務局機能を兼ね備えながら頑張らなければいけないと個人的には思います。徐々にコミュニティが維持出来ない、農家が農家でなくなってくる状況の中で、この制度の将来がどうあるべきか考えられてはと思います。

小野寺技術副参事：農業を元々やっていた方が高齢化して、作業委託や利用権設定が進んでいることに関しては良いことなのかもしれませんが、本来であれば頼まれた方は農地維持の手伝いがほしいと思いますけれど、頼む方は維持管理や草刈りも含めて全てお願いする発想になってしまっておりまして、なかなか上手くいかない状況があると思います。

集落全体がまとまるというのはなかなか難しいと感じているところではありますが、中心人物達によるワークショップなどをとおして、新たな方向性を見出し、次に繋がる活動ができれば良いと考えております。皆で顔を合わせて一緒に作業をすることで、集落機能の維持に繋がっていくことがこの事業の良さであると感じておりますし、そうした利点を活かしながら、今の時代の環境に合った解決策を見出していかなければならないと考えております。

加藤専門委員：集落営農組織の法人化が進み、耕作面積も大きくなってしまい、水路・田ん

ば・道路の管理に手が回らないのが現状です。そうすると地域の方々の協力を依存する部分が非常に大きくなっていく。あとは土地改良区や行政 OB の活用も大事だと思います。

高橋委員：みやぎの地域資源保全活用支援事業について、事業名称を変えて内容を拡充して、基金の取崩しも活用可能になったということで、弾力的に使える方法は良いと思いますが、令和 2 年度の計画を見ると、取崩しが出ていますよね。そうすると、運用益ではカバー出来なくなり、どんどん基金がやせ細っていくという問題があると思いますが、今後の見とおしについて教えてください。

佐々木技術補佐：まず一つ、運用益の利息が小さくなってきておりまして、今までどおりの運用益ではこれまでの事業を実施できないという現状であることと、基金の積み立て累計は 6 億 6,000 万円で 3 分の 1 を国、3 分の 2 を県が積み立てておりますけれども、運用益の利息が少なくなっていることから、基金を切り崩して活用できるよう国の要綱が改正されております。

切り崩す額につきましても、要領の中である一定のルールが定められておりますので、その範囲の中で実施している状況であります。ただ基本的には元本はどんどん目減りしていくような形になります。

農林水産省からも、積極的にこの基金の元本の切崩しを含めて、地域の活性化に活用するよう話を受けておりますので、こちらとしても積極的に活用したいと考えております。

大泉委員長：コストに対してどれだけ成果が上げられるか、成果が良ければ切崩しも納得されていくのでしょうかね。

佐々木技術補佐：今年度から制度も拡充しておりますので、まだ成果は出せておりませんが、今後、検証をとおして、来年以降の事業に活用していきたいと考えております。

高橋委員：ぜひ成果を上げていただきたいですけど、金融状況からすると運用益が上がらないので、段々枯渇していった場合、今後政策自体はどうなるのが心配になります。

佐々木技術補佐：農林水産省でも一定の切崩しのルールを定めておりますけれども、全国的に活用事例が多くなれば、更に切崩しの枠を広げていくことになるかと思いますが、足りないような状況になれば要望もしていきたいと考えております。

菅原専門委員：基金事業の事務所提案事業一覧について、まずは 2 点ほど確認です。北部地方振興事務所で大崎の世界農業遺産に係る調査事業ということで、事業目的に「データベースの取りまとめやそれを活用した啓発資料を作成する」と記載されておりますが、啓発資料とはどのような資料を考えているのか教えてください。

もう一つ、地域要件で「市町村基金造成の有無」ということですが、この大崎地域 1 市

4町も全て基金造成していたのか教えてください。

塩澤主任主査：啓発資料ということですが、土地改良施設を周知するためのパンフレットやダムカードの作成、あとは土地改良施設についての歴史を物語化して学生に周知するような資料を考えております。

佐々木技術補佐：基金につきましては、北部管内全ての市町村で造成されております。

菅原専門委員：パンフレットやダムカードなどのPR資料については、大崎地域世界農業遺産推進協議会メンバーである1市4町のホームページへのリンクは考えていらっしゃるのですよね。

塩澤主任主査：はい。現在その推進協議会で、フィールドミュージアムマップということで、地域内の土地改良施設など、隧道などを含めての地図を作成しております。そちらにリンクさせて確認出来るようにする考えで事業を実施しています。

菅原専門委員：基金を取り崩して大崎北部では500万円活用することとしているので、有効に活用していただければと思います。

あと一点です。こちらの事業は以前、学生のワーキングホリデー、例えば丸森のころ柿作りの支援や筆甫のへそ大根作りなどを支援しておりましたが、今はもう支援出来ないということなのでしょうか。

佐々木技術補佐：今お話いただきました丸森の2集落、あと七ヶ宿の1集落につきましては、集落力向上を支援するための援農ボランティアの取組をモデル的に、この事業の予算を使って実施してきておりました。平成28年度から集落体制づくり支援事業という、地方創生推進交付金の予算を使いまして、その後継続して全県的に取組を行ってきております。こちらの事業につきましても、今年度で事業期間が終了しまして、この後御説明しますが、来年度から新たな事業を計画しておまして、その中で同じような形で集落の支援を今後とも実施していく予定にしております。

菅原専門委員：分かりました。では後継事業でよろしく対応願いたいと思います。以上です。

大泉委員長：ありがとうございます。ちょうど次の事業の話が出てまいりましたので、棚田地域振興法となりわい課の新規事業に議事を移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは事務局から棚田地域振興法について説明をお願いいたします。

森主任主査：それでは資料4に基づき、棚田地域振興法について御説明させていただきます。座ったまま説明させていただきます。

それでは資料4の1ページ目を御覧ください。昨年6月に議員立法により貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面に渡る機能の維持・増進を図り、棚田地域の持続発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とし、棚田地域振興法が成立し、8月から施行されたところでございます。このことにより、多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府・省庁横断で相互的に支援する枠組が構築されました。

この棚田地域振興法では、棚田地域の基準を昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ヘクタール以上あることと定めているところでございます。

また同法につきましては、国は都道府県の申請に基づき棚田地域を指定し、必要な財政上の措置を実施すること、地方公共団体は国と連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を実施することとなっております。なお国で行う必要な財政上の措置を受けるためには、次の2ページ、棚田地域振興法のスキームのとおり、市町村におきまして、生産者や地域住民等の活動の参加者により構成される棚田地域振興協議会を組織し、その協議会による指定棚田地域振興活動計画を策定し、国から認定を受ける必要がございます。財政上の措置につきましては先程の中山間地域等直接支払交付金の説明にもありましたが、対象地域の追加や、指定棚田地域振興活動加算、その他国庫事業の優先採択や採択要件の緩和などを受けることが可能となっております。

次に都道府県・市町村・農業者などのそれぞれの役割を示したものがこちらのスキーム図になっておりまして、国では「基本方針」を現在策定したところでございます。都道府県では「都道府県棚田地域振興計画」を策定することが出来るようになりまして、また市町村等の要望を踏まえ国に対し指定棚田の申請をすることが出来るようになっております。

続きまして3ページですが、こちらは農林水産省で、令和2年度予算及び令和元年度の補正予算で棚田地域振興法に関する支援を取りまとめた資料となっております。令和元年度の補正予算につきましては、棚田地域振興緊急対策としまして、同法に基づく指定棚田地域を対象に、調査や景観修復などの同法に基づく計画の策定と、活動開始に必要な取組の支援を行う予算が組まれているところです。

令和2年度予算につきましては、中山間地域等直接支払の拡充、対象地域への「指定棚田地域」の追加、「棚田地域振興活動加算」の新設や、中山間地農業ルネッサンス事業の拡充、また各種事業の補助率の嵩上げや面積要件などの緩和などが図られることとなっております。なお県内におきましては、同法における取組を現在のところ希望する市町村はございませんで、中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる市町を中心に、同法による取組について意見交換を行っているところでございます。

また、棚田を有する地域において、棚田地域への地域振興の取組の可能性を把握するため、集落体制づくりのワークショップなどを実施しているところでございます。以上となります。

大泉委員長：ありがとうございました。棚田地域振興法が出来て、新たに棚田地域振興計画

の策定や、指定棚田地域の指定などにより様々な支援が受けられるようになるという御説明であります。今の説明について御質問などがあればお願いいたします。

菅原専門委員：県の棚田地域振興計画はいつ策定する予定ですか。

吉田技術補佐：県の棚田地域振興計画についてですが、先程説明の中でお話しましたとおり、本法の取組を希望する市町村がまだないということでございまして、今中山間地域等直接支払に取り組んでいる市町と意見交換を行いながら意向確認をしているところです。そちらの活動の中身が見えた時点で県の振興計画にも内容を盛り込みながら作っていく考えでございまして、今すぐという予定はございません。

寺田副委員長：棚田というと日本棚田百選に入っている丸森の沢尻棚田のようなイメージしかないのですが、あのあたりが対象になるのかと思いますが、今の説明を聞くと、条件にあるように傾斜が1/20で1ヘクタール以上の広がりがあるということなので、中山間地域である程度は場整備をやられた所で、この基準を満たすものは全て対象になるという解釈でよろしいでしょうか。

小野寺技術副参事：仰るとおり、中山間地域等直接支払は、過疎法などの法指定の対象地域でなければ該当になりませんが、勾配1/20で1つの固まりが1ヘクタール以上の棚田で、地域振興に取り組んでいくということであれば、中山間地域等直接支払の対象地域とみなすというのが今回のルールです。しかしながら、県や市町が「なんとかしたい」と思っても、地域にお住まいの方々や農地を持っている方々が一緒にやっていくというやる気がないと、この施策も動いていかないということがございます。現在、気仙沼、栗原、丸森の集落を選んでワークショップをやっております。このワークショップの中で「自分達の地域をどうしていきたいのか」というような話し合いを、ファシリテーター、専門家を入れながらやっているところでございまして、そういうところから気運を上げて、応援するような仕掛けを作っているところでございます。

大泉委員長：棚田という定性的な問題と、地域指定という定量的条件等との整合性を図る、さらにその地域住民のやる気や前向きな姿勢を考えなければならないという非常に難しい課題がありそうですね。実際に地域指定するというのは難しそうな感じがあるね。来年度中には何とかしたいという意識があるようなので、期待したいと思いますが。

小野寺技術副参事：人が動かないとどうしてもそういう取組には繋がっていかないので、私たちとしてはワークショップなどをおして地域の方々を盛り上げるなど、継続的な取組につながるような支援をしているところでございます。

大泉委員長：分かりました。

ではもう一つの議題である、農山漁村なりわい課の令和2年度新規事業について説明をお願いします。

五十嵐課長補佐：それではその他の（２）「農山漁村なりわい課の令和2年度新規事業について」を御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

当課の令和2年度の新規事業としましては、資料5の方にもございますように、「令和のむらづくり推進事業」の実施を予定しております。こちらにつきましては新規事業ということで、本日開会いたしました2月定例会県議会に提案させていただいているところでございます。

こちらの事業の狙い・目的としましては、資料の右端の方に縦書きで大きく書いてありますが、農山漁村におけるなりわいの創造、そして持続可能な農山漁村づくりの推進というところを狙いとしているものでございます。その実現に向けた地域の主体的な取組を促していき、それを支援していきたいと考えております。

こちらの事業の背景といたしましては、資料の「現状・課題」にもありますように、農山漁村地域、特に中山間地域においては人口減少と高齢化が都市部に比べて急速に進んでおり、地域の担い手不足が深刻化していること、その結果、多くの集落の維持が困難になりつつあるほか、これまで農山漁村が発揮してきた多面的機能や様々な実施してきた活動が脆弱化または喪失化の危機に直面しているという、そういったものが本県の農林水産業の競争力をも阻害しかねない状況になっているのではないかという認識がございます。その集落及びその機能活動を維持し、農山漁村地域の持続可能性を高めていくために、関係人口の拡大やU・I・Jターンの促進にしっかり取り組むことによって、まず地域の担い手を確保していくことが喫緊の課題であると考えております。

そのための「解決方法」の部分ですが、地域を支える多様な人材の育成・確保、地域資源を活用した多様な地域ビジネスの創出等による所得と雇用機会の確保、都市との交流の促進、受入態勢の整備など内発的な地域の活性化と経済的自立を促していく必要があると考えております。資料の方では「ひと」「もの」「こと」という形で整理させていただいておりまして、これらを展開していくことで「対策と展開」の部分の「成果」と書いてありますが、そこに記載しておりますような成果を出していきたいと考えております。

「事業内容」といたしましては、資料の下側にもございますが簡単に御説明させていただきますと、大きく1、2、3と大きな柱が3つございますけれども、1つ目の柱である「人材育成及び集落機能の強化」に向けては、（１）集落における人材育成・体制整備及び（２）応援人材のマッチング、それと柱の2番目の「地域資源ビジネスの創出・展開」としましては、地域運営組織等による地域資源ビジネスの創出及び地域資源ペアリングの推進を、また、3つ目の柱である「農山漁村地域の関係人口の拡大推進」に向けましては、農山漁村交流拡大プラットフォームによる事業者マッチング及び地域おこし協力隊による運営支援を実施していくこととしております。

簡単ではございますが、こういった新規事業を検討しておりまして、議会の方でお認めいただければ来年度から実施し、これらの事業によってモデルケースを作りまして、他の

地域にも波及させていきたいと考えております。簡単ではございますが以上でございます。

大泉委員長：ありがとうございます。只今の説明に対し、皆様から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

菅原専門委員：新規事業の説明ありがとうございました。これで先程援農ボランティアの話をしていただきましたけれども、それはこの事業内容の1（1）の人材育成・体制整備の中でやられるということだと思いますが、資料には漁業支援ボランティアと書いてありますけど、農林も入るという理解でよろしいのでしょうか。また、国庫が約半分ですけれども、国の事業名は何なのか教えてください。お願いします。

佐々木技術補佐：当課は農林業も漁村部も含めて管轄しておりますので、漁村地域も含めた形で事業を作り込んでおります。こちらの事業につきましては、地方創生推進交付金を活用して実施する予定にしております。現状としてはまだ予定の段階です。

加藤専門委員：地域おこし協力隊も担当しているのですか。

佐々木技術補佐：地域おこし協力隊は震災復興・企画部で担当しております。こちらに記載の「地域おこし協力隊の運営支援」につきましては、プラットフォームの運営人員として、県での委嘱を考えております。

文屋専門委員：順不同になって申し訳ございませんが、世界農業遺産関係で確認です。実は私、内川ふるさと保全隊の指導員ということで、御存知の様に大崎市が世界農業遺産に認定され、東北でも初めてということで、その中で活動をしている地域保全隊ということもございまして、非常にある種の期待感を持っているところでございます。そういった中で大崎市の岩出山支所の方にお伺いをしたところ、世界農業遺産の認定は受けているが、財源的・資金的な支援はあまりないということです。先ほどの御説明では500万円という事業費が出ておりましたので、これらがどのように我々に影響してくるのか、支援が受けられるのかということを確認したく思います。

実は大崎市の世界農業遺産推進課から電話が入りまして、東京のツアー会社の方から、今週15日の土曜日から2泊3日で世界農業遺産の視察に行きたいとの話を受けたとのことでした。その中の一部として岩出山の内川の関連箇所を視察したいということで、私の方に直接、内川の歴史もしくは保全隊活動の現状を御案内いただけないかという話をいただきました。

それで急遽、我々の保全隊の緊急役員会を開いたのですが、残念ながら受入れは難しいという話になりました。要するにそれだけの説明ができる人間がないということで、非常に残念には思ったのですが、受入れを断念したという経緯がございました。

そういったことで、是非世界農業遺産に認定されたことを機に、我々の活動支援もして

いただきたいと共に、我々も気持ちを新たに地域活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、世界農業遺産との関わりについて、これからこうあるべきだということも教えていただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

大泉委員長：事務所提案事業の内容は、北部地方振興事務所から出てきた案件ということでしょうか。何か「こうしたい」というプランは出ているのでしょうか。

佐々木技術補佐：北部地方振興事務所から提案がありましたのは、大崎地域世界農業遺産推進協議会とお話を重ねまして、その中で推進協議会と県とで取り組む役割分担を決め、今回は本事業を活用して、地域資源調査を行っているということになります。

この事業が単独で何かですぐ活用できるというものではございませんが、推進協議会のとりまとめと合わせまして、他地域から人を連れて来るようなツールとしての活用や、地域を説明していただく時のガイドブック作成などに活用していただければと考えております。まさしくこの事業は、土地改良施設や資源をきちんと管理していくための事業でありますので、大崎の世界農業遺産につきましては「巧みな水管理」が評価され、受賞されていることもありますので、土地改良施設につきましては一緒に調査をしながら、推進協議会と連携して進めさせていただいているものであります。

あとは、文屋専門委員にも御活躍していただいております、ふるさと水と土保全隊の活動につきましても、この事業で多少ですが補助金を出させていただいております。指導員につきましても地域から任命していただいているところですがけれども、是非世界農業遺産及び指導員や保全隊の活動をより活発化していけるよう、今後とも推進協議会と連携しながら進めていきたいと考えております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

文屋専門委員：よろしくお願ひします。

大泉委員長：ありがとうございます。そろそろ予定の時間となりましたので、本日の議事についてはこれで終了したいと思ひます。本日の議論では、地元の動きが肝心という話が一番大きな話だったのではないのでしょうか。大崎の世界農業遺産、推進協議会がどれだけ活躍するのかと、それを県としてどのように支援するかという話になってくると思ひますし、そこは市と県が歯車をかみ合わせてやっていただければ有り難いと思ひます。

本日は棚田地域振興法の概要や課の新たな取組についても御報告がありました。委員及び専門委員の皆様からも貴重な御意見・御助言をいただいたと思っております。本日いただいた御意見・御助言に関して、県の今後の農村振興に役立てていただければと思ひます。

円滑な議事進行に御協力いただきましたことに感謝いたします。議長の役目はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

司会：大泉委員長，どうもありがとうございました。

本日の御意見・御助言等を踏まえ、今後の農村振興施策の推進に役立てていきたいと思

います。

なお、本日の委員会の議事録は、冒頭にもお話しましたが公開となりますので、事務局で作成した議事録案を後日電子メール又はFAXで送付いたしますので御確認くださいませようお願いいたします。

最後に農政部技術参事兼課長の伊藤から閉会にあたっての御挨拶を申し上げます。

伊藤技術参事兼課長：皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございました。前回の現地調査に続いて2回目の検討委員会ということでございまして、本日は説明時間が長くて大変だったのではないかと思います。皆様から積極的に質問が生まれ、様々な視点から御意見をいただいたところでございます。繰り返しになりますけれども、これから県が行います農村振興施策に対してしっかり反映させていきたいと思っております。ありがとうございます。

最近の国の動きとしましては、食料・農業・農村基本計画の見直しが行われている中で、国においても農村地域の活性化について、かなり議論が高まってきたという思いがございます。

また、農泊についても、JAグループで全農が農協観光と連携してしっかり取り組んでいくという記事が新聞にも出ていますが、全農が動いたというのが非常に大きなことだと思っております。だいぶ地方の農村地域に目が向いてきたという実感がございます。手前味噌にはなりますが、県も組織改編で1年早めに動いたという感じがしております。

先程お話があったように、棚田法など国では新たな制度や補助金が創設されておりますが、実際にお金を使う地域がなかなかそれを使いきれない状況、市町村担当者の人数も減ってきているということもありまして、なかなか難しい面がございます。

地域に目を向けますと、地域おこし協力隊の方やUJIターンなど、外から来ていただいている方が頑張っている地域が多いと感じます。私としてはやはり、実際に元々県内に住んでいる方々にしっかり活動していただきたいと思っております。中山間地域等直接支払でも、生産性向上加算ということで色々ビジネス的な取組に対する加算はあるものの、これも交付金という財源的な支援に限られております。

宮城県としましては、先程のお話やこれから取り組む令和のむらづくり事業につきましても、現場に入っているワークショップなど、実際に皆様に寄り添って地域おこしをしたいと思っておりますので、後ろに控えております地方の事務所と一緒に現場に入り、是非元々宮城県に住んでいる皆様と頑張る地域おこしをしていきたいと考えております。

本日は皆様から様々な御意見をいただいたわけですが、この委員会以外でも、皆様の現場にお戻りになられた上で、それぞれの立場で我々に力を貸していただきたくお願い申し上げます。会議終了にあたっての御挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。以上をもちまして、令和元年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でございました。